

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 2
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 4

北九州市公告第533号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年8月15日

北九州市長 武内和久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ小倉明和町店・オーリック小倉店
北九州市小倉北区明和町10番33ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
新光産業株式会社
代表取締役 古谷博司
山口県宇部市厚南中央二丁目1番14号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
株式会社オーリック
代表取締役 濱田龍太郎
鹿児島県鹿児島市西別府町2941番26
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年4月2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,651平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
69台
 - (2) 駐輪場の収容台数
26台

- (3) 荷さばき施設の面積
71平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
16.29立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
小売業者1 午前0時から午後12時まで
小売業者2 午前10時から午後8時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設1 24時間
荷さばき施設2 午前6時から午後8時まで
- 8 届出年月日
令和5年8月1日
- 9 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課
 - (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所総務企画課
- 10 縦覧期間
この公告の日から令和5年12月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで
- 11 意見書の提出要領
次に掲げる事項を記載した文書を令和5年12月15日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。
 - (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 連絡先電話番号
 - (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (5) 意見

北九州市公告第534号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和5年8月15日

北九州市長 武内和久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区小嶺二丁目343番1及び343番13	北九州市小倉北区清水一丁目10番14号 山口佳子
北九州市八幡西区下上津役元町1166番1、1166番3から1166番20まで、1168番1、1168番3から1168番26まで、1170番4から1170番16まで、1171番3及び無番のうち並びに下上津役二丁目1178番3	北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号 辰巳開発株式会社 代表取締役 今村誠児
北九州市小倉南区葛原一丁目2996番14、2996番137及び2996番144から2996番168まで	福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号 ミサワホーム九州株式会社 代表取締役 岡本亨治
北九州市八幡西区大字笹田981番3及び983番6	神奈川県茅ヶ崎市元町5番5号 ノーブルV 205号 鶴藪大輝 鶴藪知絵